

な小ブル的な要求が持ち出されることがあるのだから。だが、さうした場合に、階級意識ある先進分子は「我々は何故これこれの要求を掲げて戦はなければならないのであるか」を、意識の通れた大衆に充分懇切にのみこませる必要がある。さうした努力を拂はずに小数の指導的分子だけで、要求を決定して丁つて、一般の大衆を「半に鼻環をつけて引ばり通す」やうな方法で指導しやうとすることは——そして、少しでも我々の主張に、反対するものがあれば、すぐに裏切者呼ばりするやうなことは——断じて間違ひだ。さうしたやり方は、右翼ダラ幹共のやり方と同じことで、断じて左翼指導者のやり方ではない。

(一)「一つの要求に對する全員の解釋は、各自まちまちとすゝ場合が多い。かくの如き状態で闘争を進めるときには、味方の要求に對する意志の結合が非常に弱い。従つて、何かの變動、困難にぶつかると崩れやすい。蓋し、闘争の主要の目的である要求に就いての理解が充分でなければ、それを死守して闘ふといふ闘志が薄いのは必然だからである。この要求に對する理解、一致の程度が、裏切者の數に正比例する。だから吾々は、全労働者に、要求について充

分の理解を持たすことが大切である」(小泉)
(二)要求決定に關する分會の指導は、先づ組合で充分に討議した上で草案を作り、その内容をあらゆる機會にアジプロシ、各職場の相談會、スト委員会、等に於ける一般大衆の論議に基準を與へる、といつたやうな方法で爲さるべきである。

(ホ)要求條項の中に「自主的工場委員會による團體交渉權の承認」の要求を必ず挿入することを忘れないこと。

D 教育活動

(イ)争議開始前に、一般大衆に、ストライキの豫備知識を充分に與て置くことは極めて必要である。ストライキの豫備知識なしに争議に入ると、争議團の統制が思ふやうに行かず、そのために「最初の最も重要な時機」に、闘争の楔機を失ふやうなことが多い。

(ロ)ストライキの研究會は、スト委員会が既に成立してゐる場合には、スト委員會の事業として實行するやうにすべきだが、それがまだ出来てゐない場合には、分會がその計畫を樹て、廣汎にそれを開催し、その研究會を、スト委

ることを要する。

(1)ストライキの準備活動に關する問題

a ストライキ委員會の問題

b 要求の問題

c ストライキ基金の問題

(2)争議團の組織に關する問題

a 争議指導部(スト委員会)の構成と役割

b 班組織の問題

c 小隊組織の説明

d 會議(大會、全員會議、班長會議、小隊別班長會議、班總會、ストライキ委員會の會議、等々)の説明

e 特別活動隊の組織(特に青年突撃隊の組織)

f 自衛團組織(警備隊、ピケ隊)

g 事務局並に各専門部の組織と任務

(3)統制に關する問題

a 民主的中央集權制の説明(争議團員は、あらゆる問題に對して發言權、決議權を有すること、但し意見は會議の際に述べなければならぬこと、指導部の統制には絶対に服従すること等)

員會編成の補助にするようにすべきである。

(一)ストライキの研究會は、なるべく職場別に——大工場の場合は組別に——やるやうにするのがいい。集會の場所は適當の場所がなかつたら、従業員のうちでやればいいと思ふ。状態が非常に切迫してゐて、しかも、まだ一回も研究會をやつてゐないやうな場合には、どこか大きな家を借りて、大衆的にやるよりほかしかたがないが、なるべくなら二、三十人限度の研究會をかつ多く持つやうにすべきだ。

(二)この研究會は小さな争議の場合にも必ずやること

(三)研究會をやるためには、豫めテキスト(教科書)を必ず作つて配布して置くことが絶対に必要だ。あらかじめ充分それを熟讀させて置かなければ、一回や二回の研究會で廣汎な知識を徹底させることは出来ない。それに、何百人からの争議になれば、研究會も數ヶ所で數回に亘つて開かなければならないから、それらの研究會でまちまちのことが言はれたのでは混亂を生ずる。分會のメンバーは本部執行委員と協力して、状態にピッタリ合つたテキストを作ることだ。

(四)研究會のテキストには、少くも次の事項が書かれてあ